

「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」本部規程

(趣旨)

第1条 物質・デバイス領域共同研究拠点ネットワーク事業と連携し、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」(以下、「アライアンス」という。)プロジェクトを円滑に推進するため、東北大学多元物質科学研究所にアライアンス本部を置く。

(アライアンスの目的)

第2条 本アライアンスは、卓越した研究を産み出す環境の構築及び社会課題解決と価値創造の源泉となる知の創出を実現することにより、もって我が国の研究力強化に大きく貢献するとともに、知の創出が可能な人材育成と知の共有を促進する組織を新設し、プロジェクトを運営することを目的とする。

(アライアンスの構成)

第3条 本アライアンスは、北海道大学電子科学研究所、東北大学多元物質科学研究所、東京工業大学科学技術創成研究院化学生命科学研究所、大阪大学産業科学研究所及び九州大学先導物質化学研究所をもって構成する。

(アライアンス本部長)

第4条 本アライアンスに、アライアンス本部長（以下、「本部長」という。）及びアライアンス副本部長（以下、「副本部長」という。）を置く。

- 2 本部長は、東北大学多元物質科学研究所長をもって充てる。
- 3 副本部長は、大阪大学産業科学研究所長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に支障があるときは、その職務を代行する。

(CORE²協働センター)

第5条 アライアンス本部に、CORE²協働センター（以下、「センター」という。）を置く。

- 2 センターの組織及び運営については、別に定める。

(アライアンス本部委員会)

第6条 アライアンス本部に、アライアンスプロジェクトの運営に関する重要事項を審議するため、アライアンス本部委員会（以下、「本部委員会」という。）を置く。

- 2 本部委員会の組織及び運営については、別に定める。

(アライアンス運営協議会)

第7条 アライアンス本部に、本部長の諮問に応じて、アライアンスプロジェクトの運営について協議し、及び本部長に対して提言を行うため、アライアンス運営協議会（以下、「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の組織及び運営については、別に定める。

(アライアンスマネジメント委員会)

第8条 アライアンス本部に、アライアンスプロジェクトの運営に関する特定の事項の審議及び重要事項を検討するため、アライアンスマネジメント委員会（以下、「マネジメント委員会」という。）

を置く。

2 マネジメント委員会の組織及び運営については、別に定める。

(アライアンス研究領域部会)

第9条 アライアンスプロジェクトに関し専門的事項を審議するため、アライアンスを構成する各研究所に研究領域部会を置く。

2 5研究所間の共同研究を推進するため、別表第1に掲げるとおり、研究所横断型共同研究グループを置く。

3 前項に掲げる各グループと連携し、社会課題を解決するプロジェクトを遂行するため、別表第2に掲げるとおり、専門グループを置く。

4 卓越した分野間融合研究を推進するため、第2項に掲げる各グループを横断する横串サブグループを置くことができる。

(居室等の確保)

第10条 各研究所は、本アライアンスの推進にあたり必要となる居室等を確保するよう努力する。

(事務)

第11条 アライアンス本部に関する事務（各研究所が行うものを除く）は、東北大学多元物質科学研究所事務部において行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、アライアンス本部に関し必要な事項は、本部委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条第2項関係）

研究所横断型共同研究グループ
(1) エレクトロニクス 物質・デバイス プロジェクトグループ (G 1)
(2) 環境エネルギー 物質・デバイス・プロセス プロジェクトグループ (G 2)
(3) 生命機能 物質・デバイス・システム プロジェクトグループ (G 3)

別表第2（第9条第3項関係）

専門グループ
(1) 情報・数理・人工知能 研究グループ (G C)

GC=Group of Crossover